

亀山市告示第54号

亀山市高齢者敬老祝金及び敬老祝品贈呈要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市高齢者敬老祝金及び敬老祝品贈呈要綱の一部を改正する告示

亀山市高齢者敬老祝金及び敬老祝品贈呈要綱（平成26年亀山市告示第131号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>亀山市高齢者敬老祝品贈呈要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた「敬老の日」の趣旨に鑑み、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に対し、敬老祝品を贈呈することにより、その長寿を祝福し、市民の敬愛の意を表することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>亀山市高齢者敬老祝金及び敬老祝品贈呈要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた「敬老の日」の趣旨に鑑み、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に対し、<u>敬老祝金及び敬老祝品</u>（以下「祝金等」という。）を贈呈することにより、その長寿を祝福し、市民の敬愛の意を表することを目的とする。</p>

(対象者)

第2条 敬老祝品の贈呈対象者（以下「対象者」という。）は、毎年9月1日現在において、次のいずれにも該当する者とする。

[(1) 及び (2) 略]

(贈呈する敬老祝品)

第3条 贈呈する敬老祝品は、次表のとおりとする。

年齢区分	贈呈する <u>敬老祝品</u>
満88歳の者	<u>3千円相当の敬老祝品</u>
満99歳の者	<u>5千円相当の敬老祝品</u>
最高齢の者	<u>1万円相当の敬老祝品</u>

(対象者の調査及び決定)

第4条 市長は、第2条に定める対象者について、敬老祝品の贈呈に係る調査を行い、贈呈を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定を行った者が贈呈日までに死亡したときは、その遺族に敬老祝品を贈呈するものとする。

(贈呈の期日等)

第5条 敬老祝品は、原則として9月末日までに贈呈する。ただし、やむを得

(対象者)

第2条 祝金等の贈呈対象者（以下「対象者」という。）は、毎年9月1日現在において、次のいずれにも該当する者とする。

[(1) 及び (2) 略]

(贈呈する祝金等)

第3条 贈呈する祝金等は、次表のとおりとする。

年齢区分	贈呈する <u>祝金等</u>
満88歳の者	<u>5千円以下の敬老祝品</u>
満99歳の者	<u>1万円以下の敬老祝品</u>
最高齢の者	<u>10万円（2回目以降1万円）の敬老祝金及び1万円以下の敬老祝品</u>

(対象者の調査及び決定)

第4条 市長は、第2条に定める対象者について、祝金等の贈呈に係る調査を行い、贈呈を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定を行った者が贈呈日までに死亡又は転出した場合は、贈呈の決定を取り消すものとする。

(贈呈の期日等)

第5条 祝金等は、原則として9月末日までに贈呈する。ただし、やむを得な

ない事情により9月末日までに贈呈できない場合は、贈呈を決定した日の属する年度の末日までに、対象者の求めに応じて窓口等で贈呈することができる。

い事情により9月末日までに贈呈できない場合は、贈呈を決定した日の属する年度の末日までに、対象者の求めに応じて窓口等で贈呈することができる。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。